

請願 9 号 市民からの陳情を議会で審議することを求めることについて

小平市では、以前は陳情も議会で審議していましたが、2000 年 12 月の定例会で、市議会会議規則の一部を改正する規則が可決され、同規則が 2001 年 4 月 1 日以降に適用されてから、陳情は審議されなくなりました。

規則の文言が、変更以前は、陳情書またはこれに類するものでその内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するとされていたのが、変更後は、陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理する、となりました。

この変更について採決した 2000 年 12 月定例会の議事録を見ると、変更反対の会派からは、陳情を審査しないことは、市民参加の流れに反し、市民の民主的権利を制限するものである、主権者である市民を無視し、市民の願いに背を向けることになる、陳情審査を行うことは、議員として当然の責務である、といった意見が述べていました。

一方、変更賛成の会派は、陳情の件数が多く、委員会が陳情の審査で追われている、といった主張をしていました。これに対して、規則改正に反対した会派からは、陳情の件数が多いことは、市民の議会への期待の大きさや、市政への関心の高さ、市内にある諸問題の多さを示しており、これらの市民の声に応えるのが議会の役割である、といった意見が述べられていました。

また、規則改正に賛成した会派からは、誹謗中傷を旨とする陳情や、市外遠方からの市政に関わりのない陳情などが提出されている、といった議論もされていましたが、そのような問題は、国立市や国分寺市などで設けられている陳情を審査する際の基準を設けることで、回避できるはずです。

2000 年 12 月定例会の議事録を見て気づいたのは、会議規則の変更に賛成した会派は、規則を変更しても、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理する、という文言なので、議会運営委員会で認めれば、これまで通りに陳情も請願同様に審査される、と主張していたことです。

しかし、実際は、このときに会議規則が変更されて以降、議会運営委員会を通じて、審議されることになった陳情は 1 件もありません。現在、陳情は文書配布に留まるのが当然とされ、提出された陳情を議会運営委員会で審議の対象とすべきかどうかは、全く議論されていません。「議長が必要と認めるものは」請願同様に審議する、という規則ですが、その文言は活かされていません。

市民にとっては、紹介議員が必要となる請願よりも、必要のない陳情の方が出しやすいということは、陳情も請願同様に審議されている府中市では、ここ 20 年近く、陳情は提出されていますが、請願は全く出されていないことから明らかです。より広く市民からの提案を取り上げ、市民の声が反映される市政を実現するため、市民からの陳情を議会で審議することを求める請願 9 号に賛成致します。